

滋賀県農業技術振興センターFacebook ページ利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県農業技術振興センターがFacebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Facebook

Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) Facebook ページ

特定の企業やブランド、またはアーティストや有名人などが、ユーザーとの交流を図るためのページをいう。

(3) 公式ページ

農業技術振興センターが運用する次のFacebook ページをいう。

ページ名：滋賀県農業技術振興センター

アドレス：<https://www.facebook.com/254582198473200/>

(運用管理責任者)

第3条 公式ページの運用管理は、農業技術振興センター所長（以下、「運用管理責任者」という。）が行う。

2 運用管理責任者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を行う。ただし、（1）および（2）については第4条に示す投稿者が属する部および施設の長に委任できる。

（1）公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（2）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（3）ユーザー情報やパスワード等の管理

（4）その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式ページへの投稿は、情報を掲載しようとする部および施設の長が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式ページでは、次に掲げる情報を提供する。

（1）滋賀県農業技術振興センターの取組に関する情報

（2）その他運用管理責任者、部および施設の長が適当と認めるもの

2 情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

(禁止事項)

第6条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) 上記(1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) その他、運用管理責任者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメントについて、運用管理責任者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

(コメントへの返信)

第7条 利用者からのコメントに対する返信は、原則として行わない。

(著作権)

第8条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウントの明示)

第9条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第10条 滋賀県は、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付則 この利用要領は平成29年12月1日より施行する。

この利用要領は令和2年5月29日より施行する。

この利用要領は令和3年9月30日より施行する。